

## 「第4次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の策定について

### 【1 計画策定の根拠及びこれまでの計画策定状況】

県の基本計画の策定にあたっては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）第2条の3の規定に基づき、国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）に即して基本計画を策定することとされている。

このため、山梨県においても平成17年度に「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定した。

第1次計画：H17年度策定（計画期間H18-H20） / 3年間

第2次計画：H20年度策定（計画期間H21-H25） / 5年間

第3次計画：H25年度策定（計画期間H26-H30） / 5年間

### 【2 国における最近の動き（法律・基本方針）】

「DV防止法」…平成25年度最終改正

（改正のポイント…適用対象の拡大）

平成25年度の改正では、「生活の本拠をともにする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者についても、法律を準用する。」こととされた。

県第3次DV防止計画（平成26年3月策定）に反映済み。

「基本方針」…平成25年度最終改正

県第3次計画（平成26年3月策定）に反映済み。

「DV防止法」及び「基本方針」についての詳細は、参考資料「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）について」を参照。

「ストーカー規制法」…平成29年改正

規制対象行為「つきまとい等」の拡大（SNSやブログ等に関する行為を追加）、事前警告なしの禁止命令に関する制度や罰則の引き上げ等について改正。

### 【3 第4次計画の策定について】

#### （1）第4次山梨県男女共同参画計画との関係

本県における男女共同参画行政施策の基本的方向と具体的施策について定めた「第4次山梨県男女共同参画計画」との整合性を図りながら、DV防止及び被害者の保護等の基本的方向性を示すこととする。

#### （2）計画期間 平成31年度～平成35年度までの5年間

なお、今後、DV防止法の改正や基本方針が見直された場合、または新たに盛り込むべき事項が生じた場合には、必要に応じて計画を見直すこととする。

### (3) 計画策定における検討機関等

「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画庁内検討委員会」

本年度、検討委員会を設置し、計画の方向性や進め方等について審議するとともに、ワーキンググループが中心となり、計画原案作成に向けての具体的な検討を行う。

以下の会議においても、ご意見等を伺う。

山梨県男女共同参画審議会（県の附属機関。構成員は有識者等）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会

（構成員は、県・市町村・地域・関係機関等）

### (4) 計画策定に向けての主なスケジュール

	山梨県男女共同参画審議会	庁内検討委員会		その他
		検討委員会	ワーキンググループ(WG)	
H30.4.24		<b>第1回検討委員会</b> ・計画策定の方向性及び策定スケジュール等について		
H30.5.30	<b>第1回審議会</b> ・第4次計画策定の方向性等について			
H30.6			(上旬) <b>第1回WG</b> ・第1回検討委員会の報告 ・計画の目標、枠組み(体系)、進め方等の基本的事項について	(6月～7月) <b>各課へ関係事業照会</b> (関係事業とりまとめ) ↓
H30.7				(7月中) <b>計画素案作成</b>
H30.8			(中旬～下旬) <b>第2回WG</b> ・計画素案の検討・決定	(中旬～下旬) <b>関係機関連絡協議会</b> ・計画素案について  (8月下旬～9月中旬) <b>各課へ素案照会</b>
H30.9		<b>第2回検討委員会</b> ・計画素案検討・決定		(9月中) <b>計画素案確定</b>
H30.10	<b>第2回審議会</b> ・第4次計画素案について			(10月中) <b>計画素案の確認、修正</b> <b>計画原案確定</b> ↓
H30.11				(11月中旬～12月中旬) <b>パブリックコメント</b>
H30.12				
H31.1				<b>第4次計画の公表</b>

# 配偶者からの暴力に関する現状等について

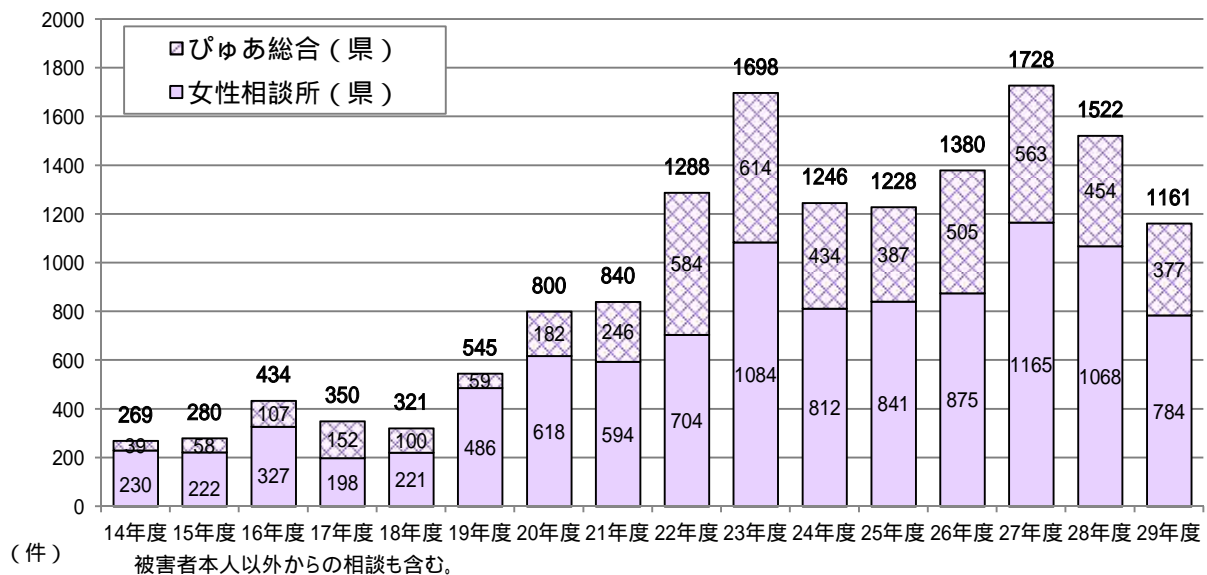
## 【 1 山梨県の配偶者からの暴力に関する状況】

### 相談件数

#### 配偶者暴力相談支援センター

県の配偶者暴力相談支援センター（女性相談所、ぴゅあ総合の2施設）において受けた相談は、面接・電話を合わせて、平成29年度は1,161件であり、平成27年度以降減少しているものの、平成22年度以降1,100件超で推移している。

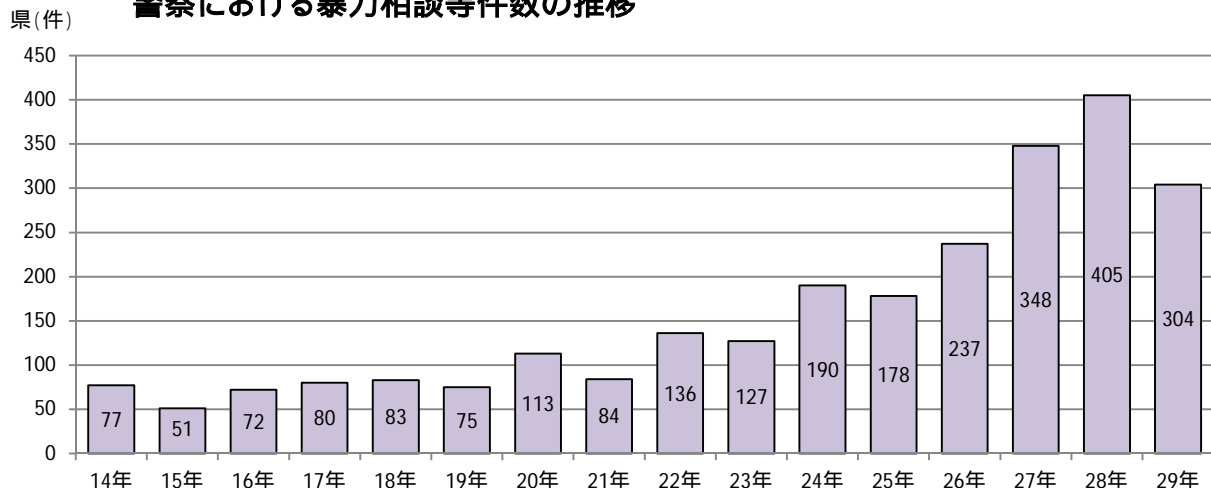
#### 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV被害相談件数



#### 県警察本部

山梨県警察本部で平成29年に受けた相談件数は304件であり、H27、H28より減少したものの長期的にみると増加傾向である。

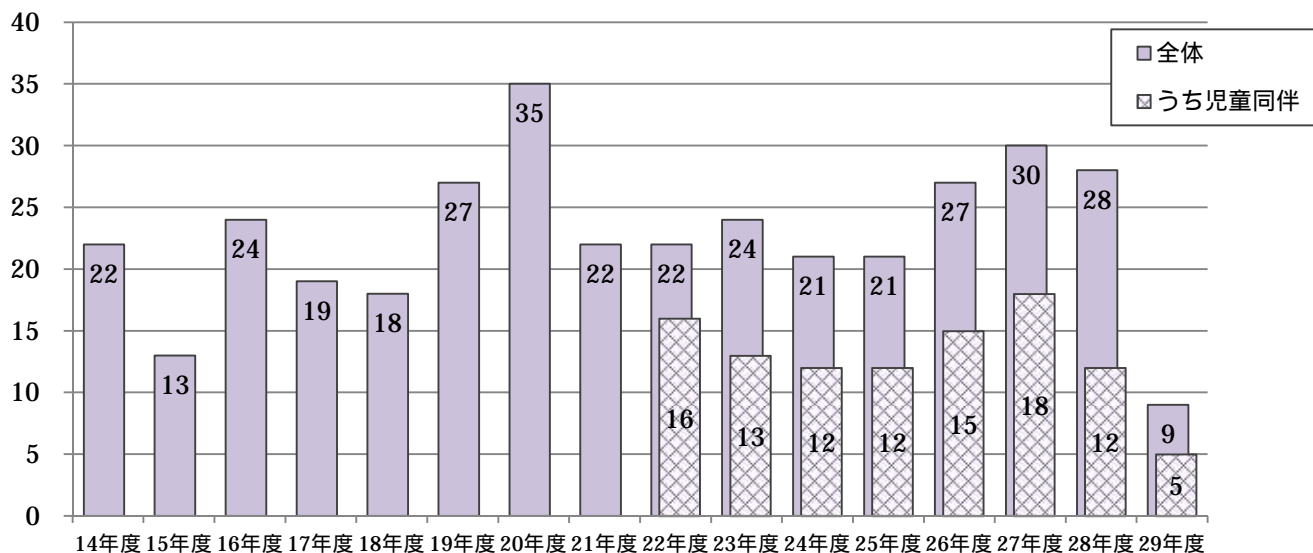
#### 警察における暴力相談等件数の推移



### 一時保護件数

一時保護のうち、DV防止法に基づき県内において一時保護を行うことができる公的機関は、女性相談所のみとなっている。平成29年度に女性相談所で一時保護を行った件数は9件であり、うち5件が児童同伴であり、半数程度が児童同伴という傾向にある。

配偶者らの暴力により一時保護された件数（山梨県）



### DV防止法に基づく一時保護

被害者及び同伴する家族が専用の施設で安全に生活を送れるよう、婦人相談所（女性相談所）で一時的に行う保護。

### DV防止計画の策定市町村数

第3次DV防止計画における目標値9市町村（H30年度）は達成しているが、地域に根差した市町村で、きめ細やかな支援や対策を講じることができるよう、さらに策定する市町村を増やしていく必要がある。

### DV防止計画策定市町村（山梨県）

H24年度値	H30年度目標値	H29年度値
2市町村	9市町村	17市町村

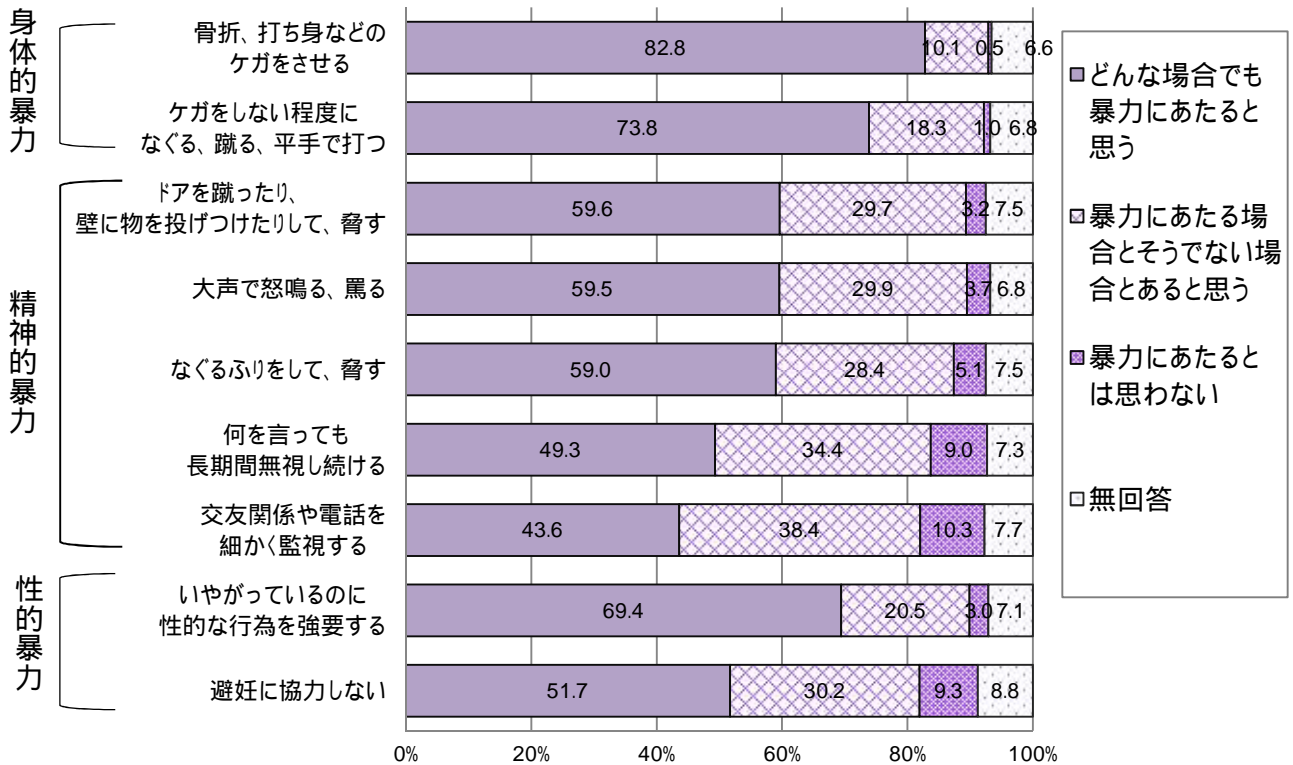
第4次山梨県男女共同参画計画における市町村のDV防止計画策定市町村数の目標値（平成33年度まで）は、「20市町村」と設定している。

## 【2 山梨県県民意識・実態調査（H27）】

### 女性に対する暴力の状況

「骨折、打ち身などのケガをさせる」や「ケガをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つ」などの身体的暴力については、7割を超える人が暴力であると認識している一方で、「何を言っても長時間無視し続ける」や「交友関係や電話を細かく監視する」などについては、どんな場合でも暴力にあたると思う人が5割に達していない状況である。

### 夫婦間の暴力と認識される行為について



### H27 と H22 の調査比較

H27 と H22 の調査結果ともに同様の傾向が伺えるが、「F：避妊に協力しない」、「G：何を言っても長期間無視し続ける」、「H：交友関係や電話を細かく監視する」などについては、暴力にあたると思わない人の比率が1割程度いる状況にあり、精神的暴力や性的暴力に関しては、暴力としての認識が薄い傾向があり、この傾向は変わっていない状況にある。

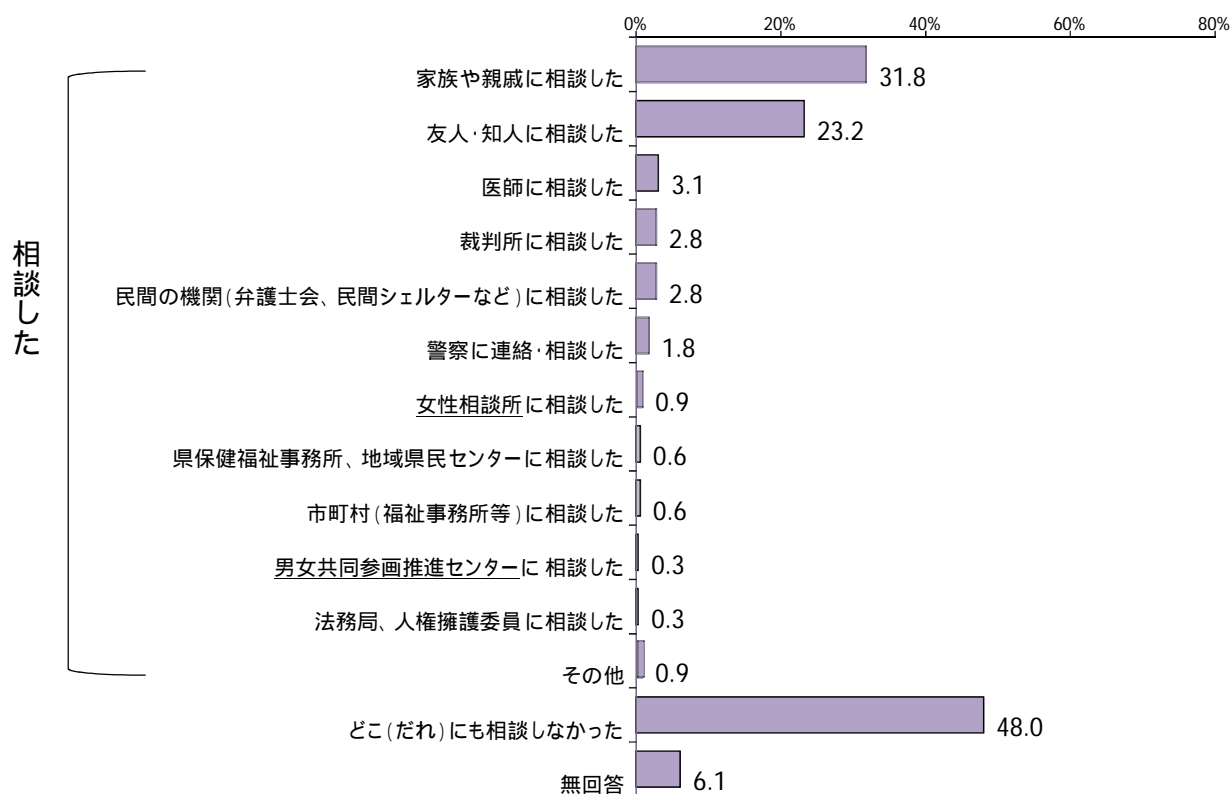
単位：%

項目	どんな場合でも暴力にあたると思う		暴力にあたる場合とそうでない場合とあると思う		暴力にあたるとは思わない	
	H22	H27	H22	H27	H22	H27
A 骨折、打ち身、切り傷などのけがをさせる	84.1	82.8	12.1	10.1	0.6	0.5
B けがをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つ	76.2	73.8	19.2	18.3	1.0	1.0
C なぐるふりをして、脅す	60.5	59.0	31.0	28.4	4.6	5.1
D ドアを蹴ったり、壁に物を投げつけたりして、脅す	59.4	59.6	33.0	29.7	3.5	3.2
E いやがっているのに性的な行為を強要する	69.2	69.4	24.0	20.5	2.7	3.0
F 避妊に協力しない	50.9	51.7	33.5	30.2	10.7	9.3
G 何を言っても長期間無視し続ける	48.7	49.3	37.1	34.4	9.9	9.0
H 交友関係や電話を細かく監視する	42.0	43.6	42.5	38.4	11.5	10.3
I 大声で怒鳴る、罵る	58.9	59.5	32.8	29.9	4.8	3.7

## 女性に対する暴力の相談状況

配偶者から暴力を受けたことがあると回答した人のうち、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合は半数以下であり、専門機関である配偶者暴力相談支援センターに相談した人の割合は非常に低い状況となっている。

### 配偶者から受けた行為について誰かに相談したか



## H27 と H22 の調査比較

H27 と H22 の調査結果を比較すると、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人の割合が低くなっており、家族や親せき、友人・知人に相談した人の割合が増えている。

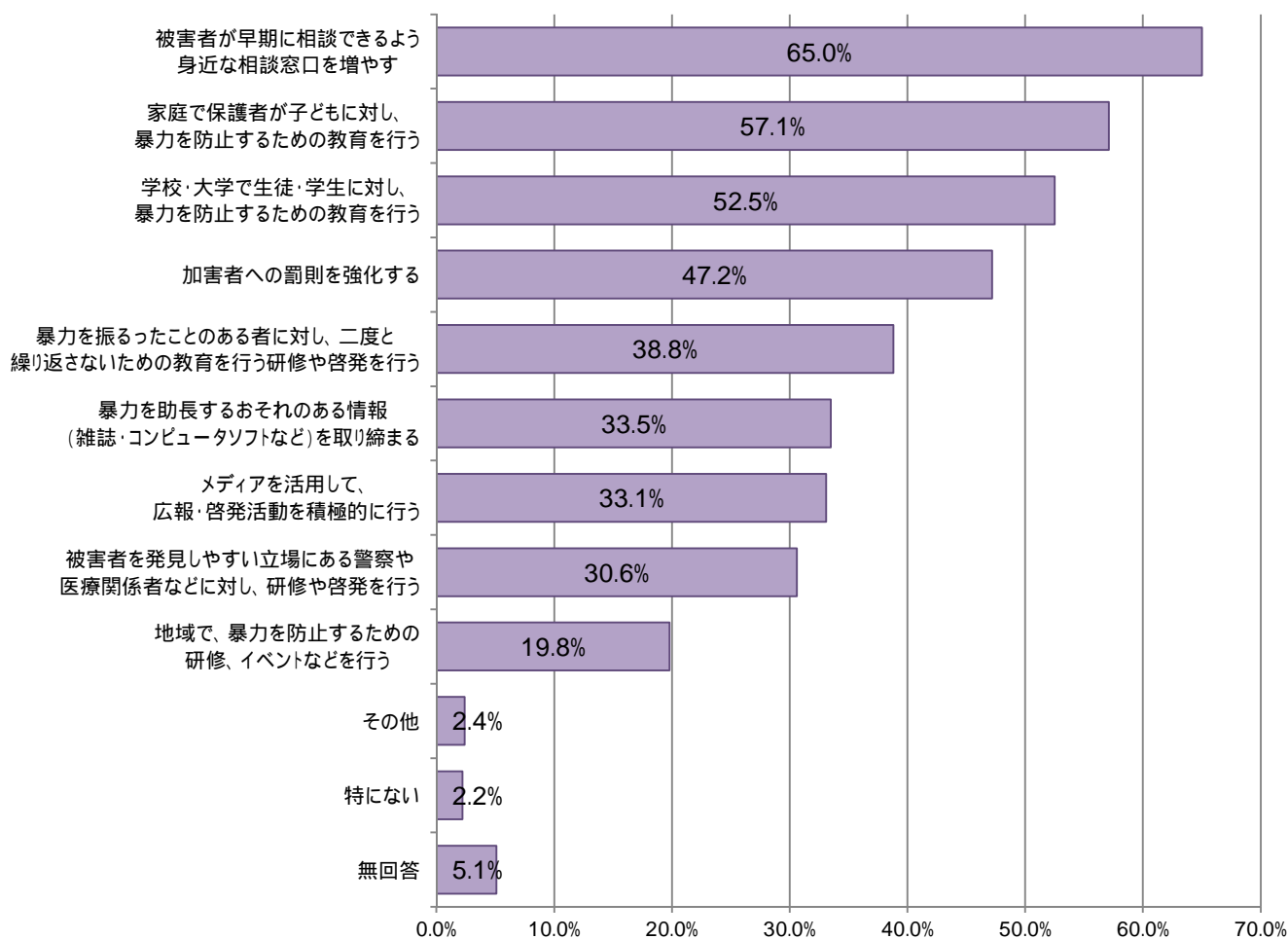
単位：%

項目	H22	H27
どこ(だれ)にも相談しなかった	55.0	48.0
家族や親せきに相談した	26.9	31.8
友人・知人に相談した	20.3	23.2
医師に相談した	2.2	3.1
裁判所に相談した	1.6	2.8
民間の機関に相談した	1.3	2.8
警察に連絡・相談した	1.3	1.8
女性相談所、県保健福祉事務所等に相談した	0.6	1.5
市町村(福祉事務所等)に相談した	0.0	0.6
男女共同参画推進センターに相談した	0.0	0.3
法務局、人権擁護委員に相談した	0.0	0.3
その他	0.9	0.9
無回答	7.8	6.1

## 暴力を防止するために必要なこと

男女間における暴力を防止するために必要なこととしては、「被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やす」というのが最も多く、続いて、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」、「学校・大学で生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」という教育の必要性に関する回答が多かった。

### 男女間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと思うか



## 「第4次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定における方向性（素案）

### 計画の視点

県の配偶者からの暴力に関する現状等から、次のような視点から第4次基本計画を策定していくことが必要と考えられる。

～「配偶者からの暴力を許さない社会の推進と  
被害者の立場に立った支援」を行っていくために～

「暴力を許さない、さらなる県民意識の醸成」  
「将来にわたる暴力を防止するため、若年層への予防教育の充実」  
「相談体制の充実」  
「被害者の自立に向けた支援の充実」  
「被害者やその同伴する子ども等への保護・支援体制の充実」  
「関係機関との連携」  
「市町村におけるDV防止計画の策定促進」



### 暴力の未然防止及び被害の早期発見施策の充実

暴力は許さないという県民意識の醸成を図るため、多様な媒体を活用した効果的な普及啓発の充実、将来にわたる暴力を予防するための子育て家庭への暴力防止の啓発、学校における予防教育の推進、加害者への対応等に取り組む。

### 相談体制及び被害者の保護・支援体制の強化

同伴する家族（特に、子どもの学習支援、精神的ケアの充実。）も含め、多様なケースに応じるための相談支援体制の強化、情報提供の充実を図る。また、複雑なケースに対応する相談員等のスキルアップや心理ケア等にも取り組む。

### 関係機関等との連携強化

暴力の未然防止、早期発見、被害者の自立支援等、被害者の立場に立った様々な支援を行うため、関係機関との連携を強化する。



「第4次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」体系（案）について

計画		第3次計画	
計画期間	平成26年度～平成30年度(5年間)		
強化項目	(1)配偶者からの暴力への理解促進 (2)被害者の状況に配慮した支援体制の整備 (3)一時保護における支援の充実 (4)市町村への支援の推進		
基本目標	重点目標	項目(施策の方向)	
配偶者からの暴力を許さない社会づくり	1 暴力を許さない社会の実現に向けた普及啓発の実施	配偶者からの暴力防止に向けた啓発・広報の推進	
	2 配偶者からの暴力被害発見への取組の充実	早期発見に向けた体制づくり 通報への適切な対応	
	3 未然防止対策としての若年層への教育・啓発の充実	暴力の未然防止に向けた理解の促進 学校における教育等の実施	
相談・保護体制の充実	4 安心して相談できる環境の整備	相談につなげる体制整備	
		配偶者暴力相談支援センターの機能強化	
		婦人相談員等による適切な支援	
		警察における支援	
	地域における相談体制の充実		
	5 外国人・障害者・高齢者への配慮	外国人、障害者、高齢者への対応の充実	
	6 緊急時の安全確保及び一時保護の充実	緊急時における安全の確保 一時保護体制の充実	
7 保護命令に対する適切な支援と対応	保護命令制度への対応		
自立支援の充実	8 被害者への総合的な支援	福祉制度を活用した支援の実施 その他被害者への適切な情報提供・支援	
	9 就業支援の充実	就業に向けた情報提供・助言 就業支援機関の活用	
	10 住宅確保に係る支援の充実	住宅への入居支援	
	11 子どもに対する支援の実施	子どもへの支援の実施 子どもが安心して生活できる環境整備	
職務関係者による適切な配慮	12 被害者への配慮	被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底	
	13 職務関係者の資質向上のための取組の実施	職務関係者の資質向上	
施策推進のための連携体制の強化	14 関係機関との連携強化	関係機関連携会議等の開催	
		被害者支援のためのネットワークの強化	
	15 市町村における支援体制の強化	市町村への支援の推進	
	16 民間団体等との連携と協働	民間団体等との連携の促進	
		民間団体等と連携した人材の育成	
17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備	苦情の適切かつ迅速な処理		
18 調査研究の推進	被害者保護に関する調査		
	加害者更正に向けた調査研究		

基本理念	
個人の尊厳が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会 配偶者からの暴力を受けた被害者が適切な保護や支援を受けることのできる社会 配偶者からの暴力を受けた被害者が自立し、安心して暮らすことのできる社会	
第3次計画における課題と第4次計画の方向性	
現状課題	精神的暴力や性的暴力に対する認識が希薄 暴力の種類によらず、「暴力は人権侵害である」ということへの理解促進
対策	DVに関する正しい認識についての普及啓発及び若年層への教育の推進
現状課題	どこ(だれ)にも相談していない人が半数 暴力の潜在化防止と相談機関に対する認識不足
対策	相談機関に関する周知・啓発
現状課題	男女間の暴力の防止には、「相談機関の増加」や「学校教育が必要」という意見多数 相談窓口の強化及び未然防止対策としての教育推進
対策	相談窓口の周知及び学校における教育の推進
現状課題	配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は年間1,100件以上 複雑な相談に対する相談員等の資質の向上及び多様な被害者(外国人、障害者、高齢者、LGBT等)への対応
対策	あらゆる被害者へ向けた相談機関の周知及び相談体制の充実
現状課題	一時保護に同伴する子どもがいる割合は半数以上 同伴する子どもに対する学習支援や心身のケア
対策	児童相談所等の関係機関との連携
現状課題	DV防止計画の策定の市町村は17市町村(H30.3現在) DV防止計画策定市町村数の増加
対策	市町村DV防止計画策定等への支援強化

計画		第4次計画	
計画期間	平成31年度～平成35年度(5年間)		
強化項目	(1)暴力の未然防止に向けた若年層への教育及び周知・啓発の推進 (2)相談従事者等の資質向上 (3)被害者支援のための関係機関のネットワークの充実		
基本目標	重点目標	施策の方向	
配偶者からの暴力を許さない社会づくりの推進	1 暴力を許さない社会の実現に向けた周知・啓発の推進	配偶者からの暴力防止に向けた周知・啓発の実施	
	2 配偶者からの暴力被害発見への取組の充実	早期発見に向けた体制づくり 通報への適切な対応	
	3 未然防止対策としての若年層への教育等の充実	暴力の未然防止に向けた理解の促進 学校における教育等の推進	
被害者に配慮した相談・保護体制の充実	4 安心して相談できる環境の整備	相談につなげる体制整備	
		配偶者暴力相談支援センターの機能強化	
		婦人相談員等による適切な支援	
		警察における支援	
	地域における相談体制の充実		
	5 外国人、障害者、高齢者等への配慮	外国人、障害者、高齢者等への対応の充実	
	6 緊急時の安全確保及び一時保護の充実	緊急時における安全の確保 一時保護体制の充実	
7 保護命令に対する適切な支援と対応	保護命令制度への対応		
8 被害者への配慮	被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底		
9 相談従事者等の資質向上のための取組の充実	相談従事者等の資質向上の資質向上のための取組実施		
自立支援の充実	10 被害者への総合的な支援	福祉制度を活用した支援の実施 その他被害者への適切な情報提供・支援	
	11 就業支援の充実	就業に向けた情報提供・助言 就業支援機関の活用	
	12 住宅確保に係る支援の充実	住宅への入居支援	
	13 子どもに対する適切な支援	個々の子どもに寄り添った支援 子どもが安心して生活できる環境整備	
関係機関の支援ネットワークの充実	14 関係機関との連携強化	関係機関連携会議等の開催	
		被害者支援のためのネットワークの強化	
	15 市町村における支援体制の強化	市町村への支援の推進	
	16 民間団体等との連携と協働	民間団体等との連携の促進	
		民間団体等と連携した人材の育成	
	17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備	苦情の適切かつ迅速な処理	
18 調査研究の推進	被害者保護に関する調査		
	加害者更正に向けた調査研究		